9月10日~16日は自殺予防週間です。「児童生徒の自殺予防に係る取組について」 (令和4年6月24日付け4初児生第13号児童生徒課長通知)等を踏まえ、引き 続き、児童生徒及び学生等の自殺対策に一層御配慮くださるようお願いします。

> 4 初児生第 17 号 令和4年8月19日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長 各指定都市教育委員会指導事務主管課長 各都道府県私立学校主管課長 附属学校を置く各国立大学法人担当課長 附属学校を置く各公立大学法人担当課長 小中高等学校を設置する学校設置会社を 所轄する構造改革特別区域法第12条 第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長 各国公私立 英担 当 課 長 各国公私立高等専門学校担当課長 各都道府県專修学校各種学校主管課長 各都道府県教育委員会專修学校各種学校主管課長 厚生労働省医政局医療経営支援課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 清 重 隆 信

文部科学省高等教育局学生·留学生課長 藤 吉 尚 之

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長 神 山 弘

令和4年度「自殺予防週間」の実施について(通知)

令和4年6月23日付け参自発0623第1号により厚生労働省から依頼のあった、「令和4年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について(依頼)」(別添1)についてお知らせします。

「自殺対策基本法」(平成 18 年法律第 85 号)第7条第2項において、9月 10日から9月 16日の1週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。また、

同条第3項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」(平成29年7月25日閣議決定)において、自殺予防週間には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

貴職におかれては、これらの趣旨を踏まえ、児童生徒及び学生等の自殺対策に 一層御配慮くださるようお願いします。

また、18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があること等を踏まえ、今般、児童生徒等に向けた自殺予防に係る文部科学大臣のメッセージを掲載いたしましたので、別添2のとおりお知らせいたします。

なお、厚生労働省において、自殺予防週間の広報ポスター及びリーフレットを 作成しておりますので、適宜御活用いただきますようお願いいたします(別添3 及び別添4)。

所管の学校(専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。)及び域内の教育委員会等に周知される際には、必要に応じてGIGA スクール構想で整備する1人1台端末等も活用しながら、児童生徒等に対しても大臣メッセージや相談窓口PR動画等が周知されるようお願いいたします。

また、各大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校(以下「大学等」という。)におかれては、各大学等のホームページや SNS を活用するなど、その在籍する学生等に対して周知されるようお願いいたします。

なお、先般、文部科学省より発出した「児童生徒の自殺予防に係る取組について」(令和4年6月24日付け4初児生第13号児童生徒課長通知)(別添5)において、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施するよう依頼したところです。同通知を再度確認し、児童生徒の自殺予防について御対応をお願いいたします。

ついては、このことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管 の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の 学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法 人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受 けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、厚生労働省にあっては所 管の専修学校に対して、周知を図るとともに、適切に御対応いただきますよう御 指導をお願いします。

【参考】

・別添1:「令和4年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について(依頼)」(令和4年6月23日付け参自発0623第1号厚生労働省大臣官房参事官(自殺対策担当)通知)

・別添2:児童生徒等に向けた自殺予防に係る文部科学大臣のメッセージ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302907.htm



・別添3:令和4年度「自殺予防週間」広報ポスター

・別添4:令和4年度「自殺予防週間」リーフレット

※なお、厚生労働省において、相談窓口「まもろうよこころ」を周知 する動画を新たに作成しておりますので、御参照下さい。

https://www.youtube.com/watch?v=aM3EwjihrZA

・別添5:「児童生徒の自殺予防に係る取組について」(令和4年6月24日付け4初児生第13号児童生徒課長通知)

【本件担当】

<児童生徒の自殺予防に関すること> 初等中等教育局児童生徒課生徒指導室 生徒指導企画係

電 話:03-5253-4111 (内線:3298)

E -mail: s-sidou@mext.go.jp

<大学・短期大学・高等専門学校における自殺予防に関すること>

高等教育局学生・留学生課厚生係

電 話:03-5253-4111 (内線:2522)

E-mail: gakushi@mext.go.jp

<専修学校・各種学校における自殺予防に関すること> 総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

電 話:03-5253-4111 (内線:2915)

E-mail: syosensy@mext.go.jp

参 自 発 0623 第 1 号 令 和 4 年 6 月 23 日

文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 御中

厚生労働省大臣官房参事官(自殺対策担当)

令和4年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について(依頼)

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、「自殺対策基本法」(平成 18 年法律第 85 号) 第 7 条第 2 項において、9 月 10 日から 9 月 16 日の 1 週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。また、同条第 3 項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」(平成29年7月25日閣議決定)において、<u>自殺予防週間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。</u>

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に長期休暇明けには 10 代の自殺リスクが高まることから、自殺予防週間に先駆けて長期休暇期間中から啓発活動を行っていくこととしています。

ついては、貴府省庁におかれても、自殺予防週間に向けて各種相談支援及び啓発事業 等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴府省庁所管の関係機関、関係団体等に自 殺予防週間に向けた取り組みを呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、 下記についてご協力をお願いいたします。

記

1 広報ポスターの掲示及び広報動画の活用について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺予防週間に関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示のご協力をお願いいたします。

ポスターは、8月上旬を目途にお送りする予定ですが、<u>夏季休暇の時期も考慮し、</u> 自殺予防週間を迎える前(8月中)から掲示いただくことが効果的と考えるので、 準備が整い次第、早めに掲示いただくようお願い致します。

併せて、自殺予防週間に関する広報動画も作成しますので、SNS等での情報発信や関係機関、関係団体への周知につきましても協力をお願い致します。

2 自殺予防週間に実施する取組の登録について

貴府省庁が令和3年度「自殺予防週間」にあわせて実施する取組について、別添「登録様式」により7月25日(月)までにメールにて登録をお願いいたします。

なお、登録いただいた取組については今後実施する各種会議や記者発表等の場で取組 事例一覧として配布するほか、厚生労働省ホームページ等での公開を予定しています。

<登録いただく際にご留意いただきたい点>

- (1) 自殺予防週間に向けて、貴府省庁が主体で実施される取組の登録をお願いいたします。(通年で実施されている取組については登録不要です。)
- (2) 貴府省庁の関係団体等に関する取組についても、前記(1)と同様に登録をお願いいたします。

なお、後日公表します取組事例一覧には関係団体等の取組として掲載させていただきます。

(3)複数の出先機関(関係団体等の取組をとりまとめていただく場合も同様)等が共同で実施される場合は、以下のようにまとめて記載をお願いいたします。

(記載例)

事業名 自殺予防週間における全国一斉相談会

概 要 各地で様々な困りごとに対する無料相談会を実施

(実施箇所:全国47箇所の地方■■局)

以上

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2 中央合同庁舎第 5 号館 厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電 話:03-5253-1111 (内線 2837)

担当者:山田、椎野、井上

E-mail: jisatsutaisaku@mhlw.go.jp



しょうがくせい 小学生のみなさんへ ~ 不安や悩みがあったら話してみよう ~

なっやす ま がっこう ひき ともだち はなし でんきょう 夏休みが終わり、学校で久しぶりに友達と話をしたり、みんなで勉強 したりできるのが楽しみな人もいるでしょう。もしかすると、いつもの 生活や学校生活に困ったことや嫌なことがある人、学校が始まることが 不安な人もいるかもしれません。

だれにでも不安やなやみはあるものです。一人でかかえこまず、家族や 先生、学校のスクールカウンセラー、友達、だれでもよいので、なやみ を話してみませんか。

どうしても周りの人に話しづらいときには、電話やメール、ネットで をうだん 相談できる窓口もあります。人に相談することは決してはずかしいこと ではなく、生きていくうえで必要な大切なことですので、ためらわずに まずは相談してみましょう。以下で紹介している相談窓口では、いつで もあなたの悩みを聞いてくれる人がいます。

もし、あなたの周りに元気がない友達がいたら、ぜひ積極的に声をか けて、しんらいできる大人につないであげてください。また、身近に相談 できる場所としてどんなところがあるのか調べてみましょう。

モラだんまど(ち 相談窓口のしょうかい動画

電話やメール、ネットなどの相談窓口 (リンク先には警察、児童相談所などの相談窓口一覧もあります。)











https://youtu.be/CiZTk8vB26I https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

> れいわよねんはちがつ 令和四年八月 ながおか 文部科学大臣 永岡 桂子



中学生・高校生のみなさんへ ~ 不安や悩みを話してみよう ~

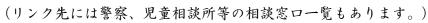
夏休み明け、新たに学校が始まることで、自分自身の進路の問題や、 家庭内の問題、あるいは友人関係などの不安や悩みが出てくるかもしれ ません。

誰にでも悩みや不安はあります。悩みや不安を一人で抱え込まず、家族、先生、スクールカウンセラー、周りの友達、誰にでもいいからあなたの悩みを話してみませんか。必ずあなたの味方になってくれる人がいます。周りの人に相談しづらいときは、電話やメール、ネットで相談できる窓口もあります。気軽にあなたの悩みを話してみてください。人に相談することは決して恥ずかしいことではなく、社会で生きていく上で必要な大切なことです。以下で紹介している相談窓口では、いつでもあなたの悩みを聞いてくれる人がいます。

もし、あなたの周りに元気がない友達がいたら、積極的に声をかけて、 信頼できる大人につないでください。また、自分や友人が悩みや不安を 抱えた時に相談できる機関として身近なところにどのようなところがあ るのか調べてみましょう。

相談窓口の紹介動画

電話やメール、ネット等の相談窓口













https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

令和四年八月 文部科学大臣 永岡 桂子



学生等のみなさんへ

長期休業期間中から休業明けにかけて、自身の将来のキャリアや学業について、あるいは人間関係等について、悩んだり、不安を感じたりすることはありませんか。そんなときには、家族、友人、学校の教職員等、誰かにあなたの悩みを話してみてください。一人で悩んで解決しないことも、誰かに相談することで悩みの解消につながります。絶対に、一人で悩みを抱え込まないようにしてください。

各大学等にはみなさんの支えになるための相談窓口があります。また、各地域には電話や SNS などで相談できる窓口があります。身近な人には話しにくいことも、大学等や地域の窓口になら相談できるかもしれません。悩みや不安があるときは、ぜひ利用してみてください。以下で紹介している相談窓口では、いつでもあなたの悩みを聞いてくれる人がいます。

また、あなたの周囲に元気がない人がいたら、ぜひ積極的に声をかけてあげてください。あなたの声がけが、身近な人の悩みや不安を和らげることにつながります。

<参考:厚生労働省や各自治体の相談窓口>

- ○まもろうよこころ (電話相談・SNS 相談) https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/
- ○若者を支えるメンタルヘルスサイト
 https://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/index.html
- ○新型コロナウイルス感染症に係る心のケアに関する 自治体相談窓口一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 12255.html







令和四年八月 文部科学大臣 永岡 桂子



保護者や学校関係者等のみなさまへ

コロナ禍において、児童生徒等の自殺者数が大きく増加しています。また、 長期休業明けには、児童生徒等の自殺者数が増加する傾向にあり、不安や悩 みを抱える子供たちが増えることも考えられます。

- ・これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う
- ・成績が急に落ちる
- ・注意が集中できなくなる
- 身だしなみを気にしなくなる
- ・健康管理や自己管理がおろそかになる
- ・不眠、食欲不振、体重減少などのさまざまな身体の不調を訴える

保護者や学校関係者、地域のみなさまにおかれましては、こうした子供の態度に現れる微妙なサインに注意を払っていただき、子供たちの不安や悩みの声に耳を傾けて適切に受け止めていただくとともに、学校、家庭、地域、警察や医療機関などの関係機関等で緊密な連携体制を築いていただきますようお願いいたします。

電話やメール、ネット等の相談窓口

(リンク先には学校や警察、児童相談所等の相談窓口一覧もあります。)





https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

令和四年八月 文部科学大臣 永岡 桂子



心がもやもやしたり、ざわついたら、

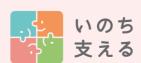
ひとりで悩まず伝えてほしい。

相談窓口はこちら



まもろうよこころ検索







こんな不調や悩みを感じたら 相談してください







怒りやすくなった

口数が減った







相談先は裏面をご覧ください・





#いのちSOS(NPO法人自殺対策支援センターライフリンク)

77 0120-061-338

月•木 〇時~24時(24時間) 火~水/金~日 8時~24時

よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター)

7 0120-279-338 (24時間)

いのちの電話(一般社団法人日本いのちの電話連盟)

77 0120-783-556

毎日 16時~21時 毎月10日 8時~翌日8時(24時間)

7 0570-783-556

毎日 10時~22時

こころの健康相談統一ダイヤル (地方自治体の窓口)

7 0570-064-556

相談対応の曜日・時間は自治体によって異なります。

SNSでの相談は

まもろうよこころ

検索



児童生徒の自殺は学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、児童生徒の自殺予防に係る取組を実施していただくようお願いいたします。

4 初児生第13号 令和4年6月24日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長 各指定都市教育委員会指導事務主管課長 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 長 附属学校を置く各国立大学法人担当課長 附属学校を置く各公立大学法人担当課長 小中高等学校を設置する学校設置会社を 所轄する構造改革特別区域法第 12 条 第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長 清 重 隆 信

児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。標記については、これまでも自殺対策基本法(平成18年法律第85号)等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただいているところです。

しかしながら、警察庁・厚生労働省の自殺統計によると、令和3年の児童生徒の自殺者数は473人であり、一昨年(499人)から減少したものの、引き続き憂慮すべき状況にあります。また、令和4年の児童生徒の自殺者数は、1月から5月までで計156人(令和3年同期間:209人)という状況にあります。

また、自殺対策白書の資料でも指摘されているとおり、<u>18歳以下の自殺は、学校の長期体業明けにかけて増加する傾向</u>があります。そのため、これらの時期にかけて、学校として、児童生徒の自殺予防について組織体制を整え、取組を強化することは、児童生徒の尊い命を救うことにつながります。

これらのことを踏まえ、今年度においても、<u>学校として、保護者、地域住民、関係機関等</u>

<u>と連携の上</u>,長期休業の開始前から長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組 を積極的に実施するようお願いします。

なお、昨今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための配慮が求められていることに御留意いただき、感染防止対策を徹底した上で、必要な措置を行っていただきますようお願いします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

記

18歳以下の自殺は、8月下旬から9月中旬等の学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けの時期にかけて実施することが考えられる。

(1) 学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩み や困難を抱える児童生徒の早期発見に努めること。また、児童生徒の自殺の背景の一つ として精神疾患が挙げられていることを踏まえ、学級担任や養護教諭等を中心としたき め細やかな健康観察や健康相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握し、スク ールカウンセラー等による支援を行ったり、スクールソーシャルワーカー等を活用して 医療等の関係機関に繋ぐなど、心の健康問題への対応を徹底すること。

学校が把握した悩みや困難を抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。特に、長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合(※)には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。

さらに、「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする電話相談窓口や、SNS等を 活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。なお、GIG Aスクール構想で整備された1人1台端末を活用し、相談窓口の周知や、学校生活等に ついてのアンケートの実施、メッセージ・Web会議システムによる相談の実施や、ア プリ等を通じて悩みや不安を気軽に発信できるようにするなど、1人1台端末を児童生 徒の心身の状況の把握や教育相談に役立てることも考えられる(※)こと。

(※) 自殺予防教育については、「子供に伝えたい自殺予防-学校における自殺予防教育導入の手引-」を参照。特に、自殺を企図する兆候については、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」P9を参照。1人1台端末を活用した自殺等対策の取組事例については、別添4を参照。

(2) 保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、文部科学省のHP上の子供のSOSの相談窓口(※)や「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。複数の相談窓口を周知する場合は、悩みや不安を抱える児童生徒がどこに相談すべきか混乱してしまわないよう、必要に応じて相談窓口を整理し、周知すること。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校(学級)通信を通じて、保護者に促すことが考えられること。学校は、保護者から相談を受けた時には、必要に応じて関係機関と連携しながら、適切に対応すること。

(※) 子供のSOSの相談窓口 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm (文部科学省 HP)



(3) 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等 と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また、学校外にお ける見守り活動については、教育委員会等において、学校、警察等関係機関、地域の連 携を一層強化する体制を構築し、取組を実施すること。特に、児童生徒が自殺を企図す る可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが 有効であること。

(4) ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。また、警察等関係機関においてネットパトロールが実施されている場合には、当該関係機関との積極的な連携に努めること。

【添付資料】

- ○別添1 児童生徒の月別自殺者数〔推移〕(厚生労働省・警察庁)
- ○別添2 18歳以下の日別自殺者数(平成27年版自殺対策白書(抄))
- ○別添3 24時間子供SOSダイヤル(0120-0-78310)
- ○別添4 1人1台端末を活用した自殺等対策の取組事例について
- ○別添5 児童生徒が抱える悩みや困難の早期発見等のためのツールの例について

【参考資料】

○「子供に伝えたい自殺予防ー学校における自殺予防教育導入の手引ー」 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm



○「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm



○「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2 016/11/11/1304244_01.pdf



○小学生用啓発教材「わたしの健康」,中学生用啓発教材「かけがえのない自分 かけがえ のない健康」,高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm



【担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導企画係

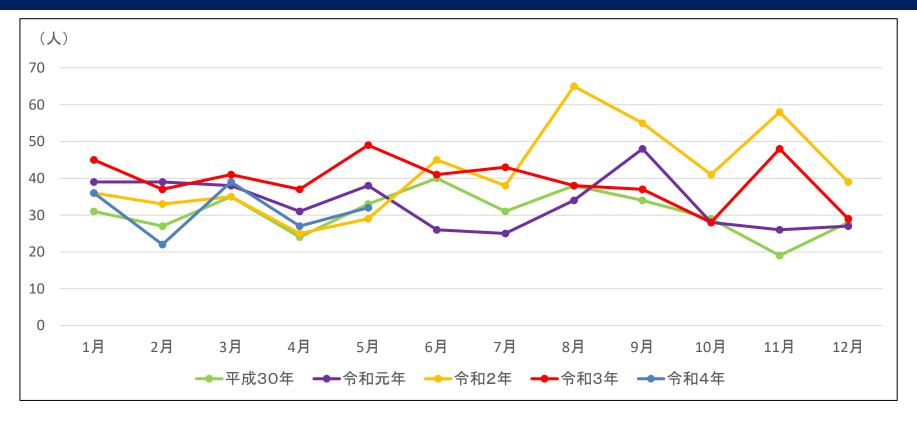
電 話 03 (5253) 4111 (内線3298)

03(6734)3298(直通)

E-mail s-sidou@mext.go.jp

児童生徒の月別自殺者数[推移]①





(人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成30年	31	27	35	24	33	40	31	38	34	29	19	28	369
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	45	37	41	37	49	41	43	38	37	28	48	29	473
令和4年	36	22	39	27	32								156

(出典)「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に作成。

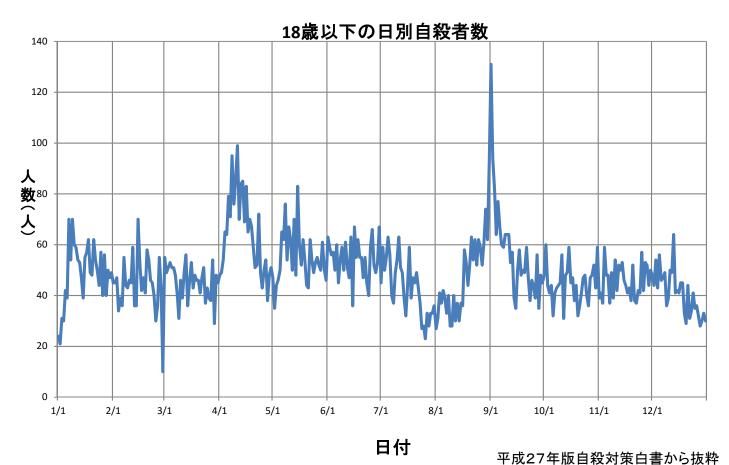
児童生徒の月別自殺者数[推移]②

学校種及び男女別自殺者数

(人)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計	
令和2年	小	総数	1	1	1	1	0	1	0	1	2	1	4	1	14
	学 生	男子	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	4
	生	女子	1	1	0	1	0	1	0	1	2	0	2	1	10
	中学生	総数	13	14	10	7	6	17	9	18	16	10	10	16	146
		男子	6	4	4	5	4	13	6	9	10	5	5	6	77
		女子	7	10	6	2	2	4	3	9	6	5	5	10	69
	高	総数	22	18	24	17	23	27	29	46	37	30	44	22	339
	高校生	男子	14	8	17	11	16	15	16	23	21	20	26	12	199
	生	女子	8	10	7	6	7	12	13	23	16	10	18	10	140
令和3年	小	総数	2	0	3	1	0	0	2	1	1	0	0	1	11
	学生	男子	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4
	生	女子	1	0	2	0	0	0	2	1	1	0	0	0	7
	中学生	総数	10	14	16	9	9	12	12	17	13	12	17	7	148
		男子	6	6	10	7	2	2	7	8	8	5	9	4	74
		女子	4	8	6	2	7	10	5	9	5	7	8	3	74
	高校生	総数	33	23	22	27	40	29	29	20	23	16	31	21	314
		男子	24	9	11	13	24	10	13	11	16	10	18	10	169
		女子	9	14	11	14	16	19	16	9	7	6	13	11	145
令和4年	小	総数	0	1	1	1	2								5
	学生	男子	0	0	0	1	2								3
	生	女子	0	1	1	0	0								2
	中学生	総数	12	5	7	7	8								39
		男子	4	1	4	4	6								19
		女子	8	4	3	3	2								20
	高校生	総数	24	16	31	19	22								112
		男子	17	10	16	13	15								71
	生	女子	7	6	15	6	7								41

18歳以下の日別自殺者数



(過去約40年間の厚生労働省「人口動態調査」の調査票から内閣府が独自集計)

【平成27年版自殺対策白書(内閣府作成)の関係記述】

児童生徒の自殺を防ぐためには、学校や家庭、地域においての対応や連携が重要であるが、自殺が起こりやすい時期が事前に予想できるのであれば、その時期に集中的な対応を行うことで一層の効果が期待できると考えられる。

18歳以下の自殺者において、過去約40年間の日別自殺者数をみると、夏休み明け の9月1日に最も自殺者数が多くなっているほか、春休みやゴールデンウィーク等の 連休等、学校の長期休業明け直後に自殺者が増える傾向があることがわかる。

学校の長期休業の休み明けの直後は、児童生徒にとって生活環境等が大きくかわる契機になりやすく、大きなプレッシャーや精神的動揺が生じやすいと考えられる。このような時期に着目し、彼らの変化を把握し、学校や地域、あるいは家庭において、児童生徒への見守りの強化や、児童生徒向けの相談や講演等の対応を集中的に行うことは効果的であろう。

話 誰 か た が () () Nogizaka46 る



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、 いつでも話を聞くよ

がか 0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら ☎189番

(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番 **550** 0120-007-110

(通話料無料、法務局職員または 人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に よる少年相談窓口

窓口を調べられます)



1人1台端末を活用したいじめ・自殺等対策の取組事例について

◆ アプリを活用したいじめの相談・報告(千葉県柏市教育委員会)

- <u>アプリ「STOPit」を活用</u>し、自分がいじめを受けている、もしくは友達がいじめを受けているのを目撃した場合に、<u>教育委員会等の相談員とチャットで相談・報告</u>できる。 ※柏市教育委員会の相談体制は、<u>指導主事、学校心理士の計6名でチームを編成し、1つ1つの相談に対して複数で対応</u>するようにしている。
- <u>相談員は相談・報告内容を学校に連絡</u>し、学校の教師やスクール・カウンセラーが 関係者に聞き取りを行い、<u>当該生徒の支援</u>や学校全体でのいじめ対策を行う。



◆ メッセージ・Web会議システムによる相談(熊本市教育委員会)

○ <u>1人1台端末に標準装備されているアプリ(ロイロノート)のメッセージ機能</u>を利用して、 児童生徒が担任等の教員に相談できるようにしている事例や、Web会議システム(Zoom) を活用し、<u>1人1台端末を通じて、担任等の教員やスクールカウンセラーによるオンライン</u> カウンセリングを行っている事例もある。



◆ SOSの発信(大阪府吹田市教育委員会)

- O <u>いじめ防止相談ツール「マモレポ」</u>を活用し、低学年でも 児童生徒が学校や市教育委員会に対して、<u>1人1台端末</u> からSOS(いじめ等で困っていること)を発信。
- 学校や市教育委員会は、相談内容に応じて対応を検討し、 児童生徒とのやりとりや見守り等を実施。



(参考)相談用アプリを教育委員会の職員が作成した事例(静岡県掛川市教育委員会)

○ 小・中学校に通う児童生徒から、いじめなどの悩みを1人1台端末で相談できる取組として、 Google formを活用し、「こころの相談ノート」というアプリを教育委員会の職員が作成し、 学校へ導入し、児童生徒の相談に対応している。

※ 導入費用は無料。学校から帰宅後や不登校児童生徒からの相談にも対応している。



児童生徒が抱える悩みや困難の早期発見等のためのツールの例について

- ▶ 児童生徒の自殺予防等のためには、学校現場において自殺等に繋がり得る様々な困難(いじめや不登校等生徒指導上の諸課 題との関連も指摘される背景や要因といった困難)を総合的かつ的確に察知することが重要である。
- ▶ 学校生活の中で児童生徒のおかれた状況を丁寧に把握し、適切な支援につなぐ手法の例として、以下のようなツールがあるため、学校現場の状況に合わせ、児童生徒の様々な困難の早期発見等のための手法の一つとして参考とされたい。



「スクリーニング活用ガイド」

児童虐待、いじめ、貧困の問題など表面化しにくい問題の早期発見、早期対応のため、習慣的に行うことで、教員にとっては児童生徒理解が深まり、抱え込みの解消、チームカの向上につながる「スクリーニング」の活用ガイド。

※「スクリーニング活用ガイド」ホームページ(文部科学省):

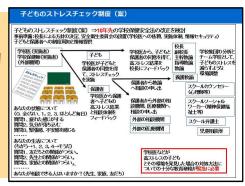
https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm

「子どものストレスチェック」

メンタル不調の未然防止の一次予防の強化を目的とし、子どものストレス(心理的負担)の程度を把握する制度。各学校の集団ごとに集計、分析、フィードバックを行い、学校の環境を改善する。本人および保護者の申し出により医師(養護教諭、スクールカウンセラー)による面接指導につなげる。

※「子どものストレスチェック」ホームページ:

https://www.m.chiba-u.ac.jp/class/rccmd/StressCheck/





[RAMPS]

自殺リスクや精神不調の見過ごしを防ぎ、保護者や医療機関への説明など、その後の必要な支援に役立てることを目的に開発された心身状態評価と支援促進システム。
※「RAMPS」ホームページ: https://ramps.co.ip/